

「川井浄水場ほか3施設における再生可能エネルギー導入事業」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「川井浄水場ほか3施設における再生可能エネルギー導入事業」（以下「本事業」という。）の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 本事業に係るプロポーザル方式による公募の実施を公表するに当たっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 本事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 具体的な技術提案（業務実施方針、概要等）
- (2) 業務実施計画（事業実施体系図、工事計画概要、スケジュール等）
- (3) その他本事業に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 技術提案内容の妥当性・実現性等
- (2) 業務実施計画の妥当性・実現性等
- (3) ワークライフバランス等に関する取組

- 2 提案書の評価に当たっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、本事業に最も適した者を受託候補者として特定するものとする。
- 4 受託候補者として特定されるか否かに関わらず、各提案書に係る評価結果については、その提案者に通知するものとする。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) 前条第2項に規定するヒアリング

2 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 水道局経営部長
副委員長 水道局施設部長
水道局浄水部長
水道局担当部長（再整備推進担当）
水道局経営部経理課長
水道局総務部総務課長

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を横浜市水道局物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会（以下「審査等委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 審査等委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年7月29日から施行する。